

答 申 第 239 号

令和7年5月9日

神 戸 市 長

久 元 喜 造 様

神戸市情報公開審査会

会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

令和6年11月13日付神行総第1019号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「大気汚染防止法第27条第2項に基づく通知」の公開決定に対する審査請求についての諮問

1 審査会の結論

大気汚染防止法第 27 条第 2 項に基づく通知文書のうち、令和 5 年 12 月 11 日に公開決定を行った情報については、非公開とすることが妥当である。

2 これまでの経緯と審査請求の趣旨

- (1) 公開請求者（後に本件審査請求に参加した参加人。以下「参加人」という。）は、令和 3 年 11 月 24 日、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「〇〇の発電所〇〇について電気事業法の規定に基づいて提出された届出のうち「ばい煙発生施設等に該当する届出事項」に関して、大気汚染防止法第 27 条第二項の規定に基づき中部近畿産業保安監督部長から神戸市長宛通知のあった一切の文書」

- (2) 市長（以下「処分庁」という。）は、令和 3 年 12 月 6 日、本件請求に係る公文書に参加人以外の者である審査請求人（以下「請求人」という。）に関する情報が記録されていることを理由として、請求人に対し、当該情報を公開することについての意見を求めた。

- (3) 請求人は、令和 3 年 12 月 17 日、処分庁に対し、本件請求に係る公文書には発電所コストに関する情報（燃料の燃焼能力及び使用量等）、売電先との守秘義務の範囲である情報（使用開始予定年月日）及び特定の個人が識別される情報に該当する情報（電気主任技術者氏名等）が含まれており、公開されることによって、法人の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものが含まれているため、公開に反対する旨の意見書（以下「本件意見書」という。）を提出した。

- (4) 処分庁は、令和 4 年 1 月 5 日、本件請求に対して、大気汚染防止法第 27 条第 2 項に基づき中部近畿産業保安監督部から処分庁に対して送付された、平成 30 年 11 月 12 日付け通知文書（以下「本件公文書 1」という。）、令和 2 年 3 月 30 日付け通知文書（以下「本件公文書 2」という。）及び令和 2 年 12 月 11 日付け通知文書（以下「本件公文書 3」という。以下これらを「本件公文書」と総称する。）を特定し、担当者氏名及び印影を条例第 10 条第 1 号アに該当するとして、また、別表 1 の「非公開情報」欄記載の情報（以下「別表 1 非公開情報」という。）を条例第 10 条第 2 号アに該当するとして非公開とする部分公開決定を行い、参加人に通知した（以下「当初処分」という。）。

- (5) 参加人は、令和 4 年 2 月 2 日、当初処分の非公開部分のうち、条例第 10 条第 2 号アに該当するとして非公開とした決定を取り消すとの裁決を求める審査請求を行った（以下「前回審査請求」という。）。

- (6) 審査庁は、令和 5 年 10 月 27 日、上記（5）の審査請求について、当初処分にお

いて処分庁が非公開とした別表 1 非公開情報のうち、同表の「前回審査請求」欄に「取消」と記載した部分（以下「前回取消部分」という。）については、非公開とする決定を取り消し、その余の部分に係る審査請求については棄却するとの裁決を行った。

(7) 処分庁は、令和 5 年 12 月 11 日、本件請求に係る公文書のうち、前回取消部分について公開することを決定し、同日付けで参加人に通知し（以下「本件処分」という。）、同日付けで意見書の提出を求めた請求人に対して、本件処分について通知した。

(8) 請求人は、令和 5 年 12 月 19 日、本件処分のうち、別表 1 の「本件審査請求」欄に「対象」と記載した項目（以下「本件対象部分」という。）を公開とした部分（以下「本件公開決定」という。）を取り消すとの裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。また、請求人は本件公開決定について、行政不服審査法の規定に基づき、その執行を停止するとの決定を求める申立てを行い、審査庁は、令和 5 年 12 月 20 日、同日から当審査会の答申を経て審査庁が裁決をするまでの間、本件処分のうち、本件公開決定に係る部分の執行を停止することを決定した。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和 5 年 12 月 19 日受付の審査請求書、令和 6 年 3 月 4 日、4 月 25 日及び 6 月 28 日受付の反論書、令和 7 年 2 月 21 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

ア 別表 2 「公開を決定する処分の取り消しを求める項目及び処分取消を求める理由」に記載の各項目は、同表「処分取消を求める理由」欄に記載のとおり、いずれも発電コストの構成要素であり、これらの情報を入手した電力事業者等は請求人における発電コストを推知することが可能であるため、公にすることにより発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益を侵害するものとして条例第 10 条第 2 号アに該当する。したがって、本件処分にに基づき公開の対象となることは不当であり、本件処分は取り消されるべきである。

(2) 処分庁の弁明に対する反論

ア エネルギーの使用の合理化に関する法律（現在の名称「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」）（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）の規定に基づき各工場から経済産業省に報告される「定期報告書」の情報公開に関して、最高裁判所平成 20 年（行ヒ）第 67 号同 23 年 10 月 14 日第二小法廷判決（以下「最高裁判所判決」という。）は、「定期報告書」記載の数値情報が「事業者の内部において管理される情報としての性質を有するものであって、製造業者としての事業活動に係る技術上又は営業上の事項等と密接に関係」し、「総合的に分析することによって、当該工場におけるエネルギーコスト、製造原価

及び省エネルギーの技術水準並びにこれらの経年的推移等についてより精度の高い推計を行うことが可能となるもの」であり、①当該事業者の競業者は「上記のような総合的な分析に自らの同種の数値に関する情報等との比較検討を加味することによって」「精度の高い推計を行うことができ」、これを「自らの設備や技術の改善計画等に用いることが可能となる」、②当該工場の製品の需要者は「上記のような総合的な分析によってエネルギーコスト及び製造原価並びにこれらの経年的推移等の推計を行うこと」で、「工場におけるエネルギーコストの減少の度合い等を把握」し、事業者との価格交渉等において「客観的な裏付けのある情報としてこれを交渉の材料等に用いることが可能となる」、③燃料等の供給者は「本件各工場における燃料等の使用量と本件各工場への自らの供給量とを比較することにより、その供給量が本件各工場における燃料等の全使用量に占める割合等を正確に把握することができ」、事業者との燃料等の価格交渉等において「客観的な裏付けのある情報としてこれを交渉の材料等に用いることが可能となる」として、開示により「不利な条件の下での事業上の競争や価格交渉等を強いられ」、「競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められる」と判示している。

本件審査請求において請求人が公開の取消を求める情報は、省エネ法の規定に基づき各工場から経済産業省に報告している「定期報告書」と類似した内容を含むものであり、最高裁判所判決に鑑みて、請求人の設備費や燃料費等の推定につながりうる情報は、公開により発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益が侵害されるものとして不開示とすべきである。

イ 以下に具体的な計算例を示したうえで説明するとおり、これらの情報が公開された場合には、電力事業者等の請求人と競合する第三者（以下「同業他社」という。）は、自らの事業に関して保有する情報や一般に入手可能な公知の情報と照らし合わせるなどにより、請求人における発電コストを具体的に計算し推知することが可能となるのであって、発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益が侵害されるものというべきである。

a 「本件公文書1」「6 ばい煙に関する説明書」について

(a) 「三 ばい煙の処理方法」「処理能力」「処理ガス温度」について

「処理ガス温度」とは、ばい煙処理設備に入る処理ガスの温度であり、この温度によってばい煙処理設備の実際の処理ガスの体積が変化する。処理ガス温度が高いほど処理ガスの体積が大きくなることから、ばい煙処理設備を大きくしなければならない。

そのため、処理ガス温度が公開されてしまうと、同業他社は、自らのばい煙処理設備の処理ガスの体積（実処理ガス量）と請求人のばい煙処理設備の処理ガスの体積（実処理ガス量）を比較することにより、請求人のばい煙処理設備の大きさを推定し、ばい煙処理設備の価格を推知することが可能となる。

<仮定の数値を用いた計算例>

同業他社A社は、まず、自社設備の発電出力 700MW 及び処理ガス量 2,400,000 m³ N/h という情報と、請求人の設備の発電出力として公開されている 650MW という情報から、請求人の処理ガス量は 2,230,000 m³ N/h 程度であると推定することができる ($2,400,000 \text{ m}^3 \text{ N/h} \times 650\text{MW} / 700\text{MW} \approx 2,230,000 \text{ m}^3 \text{ N/h}$)。

次に、A社は、自社設備の処理ガス温度 350℃と処理ガス量 2,400,000 m³ N/h から、自社の処理ガスの体積（実処理ガス量）は 5,480,000 m³/h と算定できるところ、請求人の処理ガス温度が「300℃」であるとの情報を得た場合には、処理ガス温度「300℃」と処理ガス量 2,230,000 m³ N/h を用いて算定することで、請求人の処理ガスの体積（実処理ガス量）は 4,680,000 m³/h 程度であると推定することができる。

そうすると、A社は、請求人の実処理ガス量は自社の実処理ガス量の約 85% ($4,680,000 \text{ m}^3/\text{h} \div 5,480,000 \text{ m}^3/\text{h} = 0.85$) であると算出することができる。一般に、設備費と設備の規模・能力との間には一定の相関関係があることが認識されており、設備費は設備の規模・能力の差異に対して概ね 0.6 乗に比例するとされていることから、A社のばい煙処理設備の価格が 80 億円であるとした場合、請求人のばい煙処理設備の価格は 72.6 億円程度 ($80 \text{ 億円} \times 0.85^{0.6}$) であると推定することが可能になる。

以上のとおり、請求人の設備の処理ガス温度が公開された場合には、同業他社は、請求人のばい煙処理設備の価格を推定できることになり、発電コストを構成する要素である「資本費」の一部を具体的に計算し推知することが可能となるのであって、発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益が侵害される。

(b) 「三 ばい煙の処理方法」「処理能力」「窒素酸化物の量」及び「窒素酸化物の濃度」について

排煙脱硝装置による処理の前後の「窒素酸化物の濃度」から、排煙脱硝装置の脱硝効率を算定することができる。脱硝効率は、排煙脱硝装置の規模及び処理能力を明らかにするものであるため、排煙脱硝装置のコストを推知することを可能とする情報である。

請求人の設備について、排煙脱硝装置による処理後の窒素酸化物の濃度はすでに公開されていることから、処理前の窒素酸化物の濃度が公開された場合には、同業他社は請求人の設備の脱硝効率を算定して自らの排煙脱硝装置における脱硝効率と比較することにより、請求人の排煙脱硝装置の規模及び処理能力を推定し、排煙脱硝装置のコストを推知することが可能となる。

また、請求人の設備について、排煙脱硝装置による処理後の窒素酸化物の量及び濃度はすでに公開されているところ、処理前の「窒素酸化物の量」が公開された場合には、これらの数値から処理前の「窒素酸化物の濃度」を算定することが可能となり、上記と同様に、請求人の排煙脱硝装置の脱硝効率を算定し

て、そのコストを推知することが可能となる。

＜仮定の数値を用いた計算例＞

同業他社 A は、請求人の排煙脱硝装置による処理前の窒素酸化物濃度が「180ppm」であるという情報を得た場合には、すでに公開されている処理後の窒素酸化物濃度「20ppm」を用いて計算することで、請求人の排煙脱硝装置の脱硝効率は 88.89% ($(180-20)/180=88.89\%$) であると算出することができる。また、請求人の排煙脱硝装置による処理前の窒素酸化物の量が「377 m³ N/h」であるという情報を得た場合には、すでに公開されている処理後の窒素酸化物濃度「20ppm」及び窒素酸化物の量「41.9 m³ N/h」を用いて計算することで、処理前の窒素酸化物濃度は約 180ppm であると計算することができ ($377 \text{ m}^3 \text{ N/h} \div 41.9 \text{ m}^3 \text{ N/h} \times 20 \text{ ppm} = 179.95 \text{ ppm}$)、そこから同様に脱硝効率を算出することができる。

そうすると、A 社は、自社の排煙脱硝装置の脱硝効率が 80.00% であるとすれば、請求人の排煙脱硝装置の脱硝効率は自社の約 1.11 倍 ($88.89\% \div 80.00\% \div 1.11$) であると算出することができる。一般に、設備費と設備の規模・能力との間には一定の相関関係があることが認識されており、設備費は設備の規模・能力の差異に対して概ね 0.6 乗に比例するとされていることから、A 社の排煙脱硝装置の価格が 80 億円であるとすれば、請求人の排煙脱硝装置の価格は 85 億円程度 ($80 \text{ 億円} \times 1.11^{0.6}$) であると推定することが可能になる。

以上のとおり、請求人の設備の窒素酸化物の濃度又は量が公開された場合には、同業他社は、請求人の排煙脱硝装置の価格を推定できることになり、発電コストを構成する要素である「資本費」の一部を具体的に計算し推知することが可能となるのであって、発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益が侵害される。

(c) 「三 ばい煙の処理方法」「処理能力」「ばいじんの量」及び「ばいじんの濃度」について

集じん装置による処理の前後の「ばいじんの濃度」からは、集じん装置の集じん効率を算定することができる。集じん効率は、集じん装置の規模及び処理能力を明らかにするものであるため、集じん装置のコストを推知することを可能とする情報である。

請求人の設備について、集じん装置による処理後のばいじんの濃度はすでに公開されていることから、処理前のばいじんの濃度が公開された場合には、同業他社は請求人の設備の集じん効率を算定して自らの集じん装置における集じん効率と比較することにより、請求人の集じん装置の規模及び処理能力を推定し、そのコストを推知することが可能となる。

また、請求人の設備について、集じん装置による処理後のばいじんの量及び濃度はすでに公開されているところ、処理前の「ばいじんの量」が公開された場合には、これらの数値から処理前の「ばいじんの濃度」を算定することが可

能となり、上記と同様に、請求人の集じん装置の集じん効率を算定して、そのコストを推知することが可能となる。

＜仮定の数値を用いた計算例＞

同業他社 A 社は、請求人の集じん装置による処理前のばいじん濃度が「20,000mg/m³ N」であるという情報を得た場合には、すでに公開されている処理後のばいじん濃度「5mg/m³ N」を用いて計算することで、請求人の集じん装置の集じん効率は 99.975% $((20,000-5)/20,000=99.975\%)$ であると算出することができる。また、請求人の集じん装置による処理前のばいじんの量が「42,000kg/h」であるという情報を得た場合には、すでに公開されている処理後のばいじん濃度「5.0mg/m³ N」及びばいじんの量「10.5kg/h」を用いて計算することで、処理前のばいじん濃度が 20,000mg/m³ N であると計算することができ $(42,000\text{kg/h} \div 10.5\text{kg/h} \times 5.0\text{mg/m}^3 \text{ N} = 20,000\text{mg/m}^3 \text{ N})$ 、そこから同様に集じん効率を算出することができる。

そうすると、A 社は、自社の集じん装置の集じん効率が 99.5% であるとすれば、請求人の集じん装置の集じん効率は自社の約 1.005 倍 $(99.975\% \div 99.5\% \div 1.005)$ であると算出することができる。一般に、設備費と設備の規模・能力との間には一定の相関関係があることが認識されており、設備費は設備の規模・能力の差異に対して概ね 0.6 乗に比例するとされていることから、A 社の集じん装置の価格が 100 億円であるとすれば、請求人の集じん装置の価格は 100.3 億円程度 $(100 \text{ 億円} \times 1.005^{0.6})$ であると推定することが可能になる。

以上のとおり、請求人の設備のばいじんの濃度又は量が公開された場合には、同業他社は、請求人の集じん装置の価格を推定できることになり、発電コストを構成する要素である「資本費」の一部を具体的に計算し推知することが可能となるのであって、発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益が侵害される。

- (d) 「七 ばい煙量等の計算」「(5) 排出口ばいじん排出量の計算」「ばいじん量、ばいじん濃度及び集じん効率の各数値」について

上記「(c)」のとおり、集じん効率は、集じん装置の規模及び処理能力を明らかにするものであるため、集じん装置のコストを推知することを可能とする情報である。また、請求人の設備については、集じん装置による処理後のばいじんの量及び濃度はすでに公開されているところ、処理前のばいじんの濃度又は量が公開された場合には、同業他社は、これらの数値から請求人の設備の集じん効率を算定することができる。

そのため、集じん効率、ばいじんの濃度又は量が公開されてしまうと、同業他社は自らの集じん装置における集じん効率と比較することにより、請求人の集じん装置の規模及び処理能力を推定し、そのコストを推知することが可能となる。

仮定の数値を用いた計算例は上記「(c)」において説明したところと同様である。

以上のとおり、請求人の設備の集じん効率、ばいじんの濃度又は量が公開された場合には、同業他社は、請求人の集じん装置の価格を推定できることになり、発電コストを構成する要素である「資本費」の一部を具体的に計算し推知することが可能となるのであって、発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益が侵害される。

(e) 「八 大気汚染の防止対策について」「(7) ばい煙量の削減計画」「イ 窒素酸化物低減策」「ボイラー出口窒素酸化物濃度、脱硝効率、入口濃度」について

排煙脱硝装置による処理の前後の窒素酸化物の濃度からは、排煙脱硝装置の脱硝効率を算定することができる。脱硝効率は、排煙脱硝装置の規模及び処理能力を明らかにするものであるため、排煙脱硝装置のコストを推知することを可能とする情報である。

請求人の設備について、排煙脱硝装置による処理後の窒素酸化物の濃度(出口濃度)はすでに公開されていることから、処理前の窒素酸化物の濃度である「ボイラー出口窒素酸化物濃度」又は「入口濃度」が公開された場合には、同業他社は請求人の設備の排煙脱硝効率を算定して自らの排煙脱硝装置における脱硝効率と比較することにより、請求人の排煙脱硝装置の規模及び処理能力を推定し、そのコストを推知することが可能となる。

<仮定の数値を用いた計算例>

同業他社A社は、請求人の排煙脱硝装置におけるボイラー出口窒素酸化物濃度又は入口濃度(処理前の窒素酸化物濃度)が「180ppm」であるという情報を得た場合には、すでに公開されている処理後の濃度(出口濃度) 20ppm を用いて計算することで、請求人の排煙脱硝装置の脱硝効率は 88.89% ($(180-20)/180=88.89\%$) であると算出することができる。

そうすると、A社は、自社の排煙脱硝装置の脱硝効率 80.00% であるとすれば、請求人の排煙脱硝装置の脱硝効率は自社の約 1.11 倍 ($88.89\% \div 80.00\% \div 1.11$) であると算出することができる。一般に、設備費と設備の規模・能力との間には一定の相関関係があることが認識されており、設備費は設備の規模・能力の差異に対して概ね 0.6 乗に比例するとされていることから、A社の排煙脱硝装置の価格が 80 億円であるとすれば、請求人の排煙脱硝装置の価格は 85 億円程度 ($80 \text{ 億円} \times 1.11^{0.6}$) であると推定することが可能になる。

以上のとおり、請求人の排煙脱硝装置における脱硝効率、ボイラー出口窒素酸化物濃度又は入口濃度が公開された場合には、同業他社は、請求人の排煙脱硝装置の価格を推定できることになり、発電コストを構成する要素である「資本費」の一部を具体的に計算し推知することが可能となるのであって、発電事

業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益が侵害される。

- (f) 「八 大気汚染の防止対策について」「(7) ばい煙量の削減計画」「ウ ばいじん低減策」「入口濃度」について

上記「(c)」のとおり、集じん効率は、集じん装置の規模及び処理能力を明らかにするものであるため、集じん装置のコストを推知することを可能とする情報である。また、請求人の設備については、集じん装置による処理後のばいじんの量及び濃度はすでに公開されているところ、処理前のばいじんの濃度又は量が公開された場合には、同業他社は、これらの数値から請求人の設備の集じん効率を算定することができる。

そのため、処理前のばいじんの濃度である「入口濃度」が公開されてしまうと、同業他社は自らの集じん装置における集じん効率と比較することにより、請求人の集じん装置の規模及び処理能力を推定し、集じん装置のコストを推知することが可能となる。

仮定の数値を用いた計算例は上記「(c)」において説明したところと同様である。

以上のとおり、請求人の設備のばいじんの入口濃度が公開された場合には、同業他社は、請求人の集じん装置の価格を推定できることになり、発電コストを構成する要素である「資本費」の一部を具体的に計算し推知することが可能となるのであって、発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益が侵害される。

- b 「本件公文書 1」「7 水銀等に関する説明書」について

- (a) 「三 水銀等の処理の方法」「処理能力」「排出ガス温度 (°C)」について

「排出ガス温度」とは、ばい煙処理設備に入る排出ガスの温度であり、上記 a (a) の「処理ガス温度」と同義である。

そのため、上記 a (a) のとおり、排出ガス温度が公開されてしまうと、同業他社は、自らのばい煙処理設備の処理ガスの体積(実処理ガス量)と請求人のばい煙処理設備の処理ガスの体積(実処理ガス量)を比較することにより、請求人のばい煙処理設備の大きさを推定し、その価格を推知することが可能となる。

仮定の数値を用いた計算例は上記 a (a) において説明したところと同様である。

以上のとおり、請求人の設備の排出ガス温度が公開された場合には、同業他社は、請求人のばい煙処理設備の価格を推定できることになり、発電コストを構成する要素である「資本費」の一部を具体的に計算し推知することが可能となるのであって、発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益が侵害される。

- (b) 「三 水銀等の処理の方法」「処理能力」「水銀濃度」及び「捕集効率」について

水銀等の処理施設による処理の前後の「水銀濃度」からは、処理施設の捕集効率を算定することができる。捕集効率は、水銀等の処理施設の規模及び処理能力を明らかにするものであるため、そのコストを推知することを可能とする情報である。

請求人の設備について、水銀等の処理施設による処理後の水銀濃度はすでに公開されていることから、処理前の水銀濃度が公開された場合には、同業他社は請求人の設備の捕集効率を算定して自らの施設における捕集効率と比較することにより、請求人の施設の規模及び処理能力を推定し、そのコストを推知することが可能となる。

＜仮定の数値を用いた計算例＞

同業他社A社は、請求人の水銀等の処理施設による処理前の水銀濃度が「 $9 \mu\text{g}/\text{m}^3 \text{ N}$ 」であるという情報を得た場合には、すでに公開されている処理後の水銀濃度「 $4 \mu\text{g}/\text{m}^3 \text{ N}$ 」を用いて計算することで、請求人の施設の捕集効率は55.56% ($(9-4)/9=55.56\%$)であると算出することができる。

そうすると、A社は、自社の水銀等の処理施設の捕集効率が50.00%であるとすれば、請求人の施設の捕集効率は自社の約1.11倍 ($55.56\% \div 50.00\% \div 1.11$)であると算出することができる。一般に、設備費と設備の規模・能力との間には一定の相関関係があることが認識されており、設備費は設備の規模・能力の差異に対して概ね0.6乗に比例するとされていることから、A社の施設の価格が100億円であるとすれば、請求人の水銀等の処理施設の価格は106.5億円程度 ($100 \text{ 億円} \times 1.11^{0.6}$)であると推定することが可能になる。

以上のとおり、請求人の施設の水銀濃度が公開された場合には、同業他社は、請求人の施設の価格を推定できることになり、発電コストを構成する要素である「資本費」の一部を具体的に計算し推知することが可能となるのであって、発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益が侵害される。

(c) 「三 水銀等の処理の方法」「その他参考となるべき事項」「ばいじん捕集効率」について

「ばいじん捕集効率」とは、集じん装置のばいじんを捕集する能力を示すものであり、上記a(c)の「集じん効率」と同義である。

そのため、上記a(c)のとおり、ばいじん捕集効率(集じん効率)が公開された場合には、同業他社は自らの集じん装置における集じん効率と比較することにより、請求人の集じん装置の規模及び処理能力を推定し、そのコストを推知することが可能となる。

仮定の数値を用いた計算例は上記a(c)において説明したところと同様である。

以上のとおり、請求人の設備のばいじん捕集効率(集じん効率)が公開された場合には、同業他社は、請求人の集じん装置の価格を推定できることになり、

発電コストを構成する要素である「資本費」の一部を具体的に計算し推知することが可能となるのであって、発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益が侵害される。

(3) 参加人の意見に対する反論

ア 最高裁判所判決は、省エネ法の規定に基づき各工場から経済産業省に報告される「定期報告書」記載の情報の意義及び性質を具体的に検討のうえ、それらを開示すれば、事業者は「不利な条件の下での事業上の競争や価格交渉等を強いられ」、「競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められる」と判示したものである。本件審査請求において請求人が公開の取消を求める情報は、上記「定期報告書」と類似した内容を含むものであることからすれば、最高裁判所判決に鑑みて、請求人の設備費や燃料費等の推定につながりうる情報は、公開により発電事業者たる請求人の「競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められる」ものであるというべきである。

イ 本件審査請求において請求人が公開の取消を求める情報と類似する情報が、最高裁判所において、公開により発電事業者たる請求人の「競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められる」ものと判断されていることは、本件審査請求においても重要な意義を有し、十分に斟酌されるべきものであるので、参加人の指摘は当たらない。

ウ 参加人は、本件において参加人が開示を求める情報は大気汚染防止法の規定に基づき神戸市長宛に通知された文書であり、大気汚染による市民の健康被害を防止するという観点から公開を求めているのであって、「発電コスト」云々は目的としていない旨述べる。しかし、本件審査請求の争点は、開示の対象となる情報が条例第10条第2号アの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当するか否かであり、これを検討するに際しては、情報の公開によって請求人の「競争上の地位その他正当な利益」が害されるか否かが問われるべきである。当該不利益の発生の有無や程度は、参加人がいかなる目的で公開を請求するものであるかとは関わりがなく、参加人の主張は当を得ないものである。

エ 参加人は、請求人の令和6年3月4日付け反論書における、情報が公開された場合、同業他社は請求人の発電コストを具体的に計算し推知することが可能となるとの主張に対し、かかる計算は不確かで精度の低い算定に留まり、また、資本費の一部が算定できるに過ぎない旨述べるが、情報が公開されれば、同業他社は、自らの事業に関して保有する情報や一般に入手可能な公知の情報と照らし合わせるなどによって、請求人における発電コストを具体的に計算し推知することが可能となる。これにより、本来、事業上の重要な情報として非公開とされている請求人の発電コストを構成している種々の項目について推知する精度が上がり、その結果、全体のコストをより正確に推知することが可能になると考えられることから、同業

他社は、請求人に対して競争上有利な立場に立つことができる。したがって、これらの情報は、公開により発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益が侵害されるものというべきである。

オ 参加人は、請求人が新設発電所で発電した電力は、2015年締結の電力受給契約に基づき、30年間にわたり全量が関西電力株式会社によって買い上げられるため、請求人と他の電力事業者等との間に競争関係はないと主張するようであるが、上記電力受給契約は、契約当事者双方が契約期間にわたり誠実に義務を履行することを前提に締結に至ったものであり、現時点において契約条件の変更や契約の期限前終了は予定されていないものの、将来的にその変更や期限前終了等が発生する可能性がないとはいえず、上記電力受給契約の存在によって請求人と他の電力事業者等との間の競争が完全に排除されるものではない。

このような状況において、請求人の発電コストを正確に推知することが可能となる情報が公開されれば、同業他社は、請求人に対して競争上有利な立場に立つことになる。したがって、請求人の設備費や燃料費等の推定につながりうる情報は、公開により発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益が侵害されるものとして不開示とされるべきである。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和6年1月10日受付の弁明書及び令和7年2月21日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 条例第10条第2号アにより、法人等情報にあっては、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものに該当する場合を除き、当該文書を公開しなければならないと規定されている。請求人が公開する決定を取り消すとの裁決を求めている事項については、いずれもこれらの情報を公にしたとしても、請求人が主張するその情報を入手した者において発電コストが推知される可能性が低く、競争上の地位、その他正当な利益を侵害するとは考えられないため、公開することとしたものである。

5 参加人の主張

参加人の主張を、令和6年2月15日、3月28日、5月24日及び7月25日受付の意見書及び令和7年3月18日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 審査請求書に対する意見

ア 本件審査請求は速やかに棄却され、本件処分を直ちに参加人に対し行うべきである。

(2) 請求人の反論に対する意見

ア 請求人が公開反対の根拠としている最高裁判所判決は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）で規定された行政文書の開示義

務を定めた情報公開法第5条第2号イの不開示にできる情報について争われたものである。一方、現状、実施されている情報公開請求に係るすべての手続は、条例に基づいて行われている。もちろん、条例においても情報公開法と同様、不開示にできる情報の規定を設けられているが、情報公開法第5条第2号イの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の規定が、条例第10条第2号アでは「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」と規定されている。

すなわち情報公開法では「…おそれがあるもの」が、条例では「…認められるもの」と規定されており、条例は情報公開法に比較し、明確に不開示の要件を厳しく規定している。このことから、反論書で非開示を情報公開法で争われた最高裁判所判決を根拠としていることは、明らかに請求人が現状何をもってこれらの手続がなされているかを認識・理解せず、自ら誤った判断による主張をしていることを物語っている。

条例により非開示が「認められる」ためには、抽象的な可能性では足りず、客観的かつ具体的な可能性があることを要すると解すべきである。

イ 請求人は、開示取消の根拠とした最高裁判所判決で争われた情報は、省エネ法の規定に基づく「定期報告書」の情報であり、今回、開示の取消を請求する情報はこれと類似した内容を含むものであることから、非開示とされるものと主張しているが、省エネ法と大気汚染防止法の目的、すなわち前者は「国民経済の健全な発展に寄与」であり、後者は「国民の健康を保護、生活環境を保全、被害者の保護を図る」で、全く相違したものである。

参加人が公開を求めた情報は、大気汚染による市民の健康被害を防止するという観点から、請求人が従前言っていたところの「国内最高レベル」の環境保全措置であるか否かを確認したいという目的で為されたもので、「発電コスト」云々を目的としていない。むしろ、開示を求めてきた情報は、市民が請求人の主張の「真実性」を確認するにあたって必要不可欠な情報であり、条例に非開示にできない情報と規定された「人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの」と密接に関係していると判断したからである。

ウ 反論書の算定は、仮定の数値、根拠不明な相関係数に基づく不確かで精度の低い算定であって、説得力があるものではない。とても、現状このような不確かで精度の低い推計を参考にして、仮に請求人の競争相手が例えば巨大施設の建設に際し、多大な資本を投入するにあたって、コスト算定に加え、意思決定に寄与させるようなリスクを犯すとは到底考えることはできない。

エ 上記ウの算定結果はいずれも「資本費」の一部にすぎない。発電所の「発電コスト」は設備の「総資本費」が把握できてはじめて算定できるものと推察している。例えその一部が仮に判明したとしても、これらは構成要素の一部に過ぎず、その総

和が把握できないという限界があるなかでは、何の意味ももたない。

オ 公文書公開請求している発電所は、〇〇が、関西電力の実施した火力電源入札において、2015 年(平成 27 年) 2 月、落札者に決定し、同年 3 月に、関西電力と電力受給契約を締結した(〇〇の契約上の地位は、後に請求人に承継)もので、新設発電所の建設計画およびその資金調達は、当該電力受給契約を基礎とするものである。また、新設発電所からの全発電電力が関西電力によって 30 年間買い上げられることとなっている。請求人が主張する「同業他社」とは何か、「競争上の地位その他正当な利益が侵害される」とは何か、加えて「同業他社」そのものの存在が改めて厳しく問われなければならない。

6 審査会の判断

(1) 本件の争点について

処分庁は、上記 2 (6) の裁決を受けて、本件請求に係る公文書のうち、前回取消部分について、公にしたとしても、請求人が主張するその情報を入手した者において発電コストが推知される可能性が低く、競争上の地位、その他正当な利益を侵害するとは考えられないとして、公開することを決定した。

これに対し請求人は、処分庁が公開するとした部分のうち、本件対象部分については、いずれも発電コストの構成要素であり、これらの情報を入手した電力事業者等は請求人における発電コストを推知することが可能となることから、公にすることにより発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益を侵害されることとなるため、条例第 10 条第 2 号アに該当し、本件公開決定は取り消されるべきとしている。

したがって、本件における争点は、本件対象部分の条例第 10 条第 2 号アの該当性についてである。

(2) 条例第 10 条第 2 号アの該当性について

本件対象部分は、発電に伴ってボイラーから排出されるばい煙等処理する脱硝装置、電気集じん装置及び脱硫装置における処理前、処理後の処理ガス温度、処理物質の量及び濃度並びに処理効率である。

請求人によると、

ア 上記 3 (2) イに示す通り、本件対象部分が公にされると、同業他社は、自らのばい煙等処理設備における処理ガス温度等の情報や他の関連情報から、設備の能力や規模につながる情報の自社と請求人の比率を算出し、自社の設備コストに当該比率の 0.6 乗を乗じることで、請求人の設備コストを算出することが可能となる。

イ ばい煙等処理設備のコストは、発電コストを構成する要素の一部ではあるが、同業他社にとっては、有力な推察情報であり、自社の経験、保有する情報や公知の統計データ、当該法人の決算情報等の情報から総合的に分析することによって、

当該発電所の設備費用をより正確に推知することができるようになり、引いては、確度の高い発電コストの推知に用いることができる。

ウ その結果、請求人の発電コストに関する情報を得た同業他社は電気の入札において自社に有利な価格での入札が可能となり、請求人の入札における競争力が低下することにつながり、請求人の競争上の地位その他正当な利益が侵害される。とのことであった。

この点につき、参加人は、平成 27 年 3 月に請求人と関西電力が電力需給契約を締結し、30 年間全量の売電を行うということから、同業他社の存在に疑義を呈している。それに対して、請求人は、将来的にその変更や期限前終了等が発生する可能性がないとはいえず、上記電力受給契約の存在によって請求人と他の電力事業者等との間の競争が完全に排除されるものではないと主張する。

請求人に、発電事業における事業者間での競争について、具体的に聴取したところ、電力自由化により発電事業者と小売り電気事業者間で電力を売買する卸電力市場が形成されていることから全国の発電事業者が競合相手といえ、西日本の周波数 60HZ を対象と考えた場合は、西日本全ての発電事業者が競合相手ということができるとのことであった。

一般に事業者は市場の変化に応じて最適な意思決定を適宜行っていくものであるから、請求人が売電事業を行っている限り、契約の変更、解除、及び新たな売電契約のための入札参加等の可能性もあり、上記電力需給契約をもって将来にわたって同業他社との競争関係を否定することはできない。

また、本件対象部分は、請求人が具体的な計算例で示したとおり、同業他社が入手すれば、自社設備の数値やコストなどと比較することで請求人のばい煙等処理設備費を算出することが可能となり、さらに自社の経験、保有する情報や公知の統計データ、当該法人の決算情報等の情報から総合的に分析することによって、発電コストの推知を行うことが可能となる。その結果、同業他社は電気の入札において請求人の応札価格を予想し、自社に有利な価格での入札が可能となるといえる。本件対象部分から得られるのは発電コストなどの推計値ではあるが、自らの情報を公開されることによって、請求人は、自らの情報を知られていない同業他社に比して競争上不利な地位に立たされることとなる。

以上のことから、本件対象部分を公にすれば、請求人の競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められるため、条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とすることが妥当である。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(別表 1)

・ 本件公文書 1 「6 ばい煙に関する説明書」

非公開情報		前回審査請求	本件審査請求
一 設置(変更)しようとする発電設備等の概要			
加熱面積又は火格子面積	加熱面積	—	—
燃料の燃焼能力(重油換算)		—	—
着工・使用開始予定年月	使用開始	—	—
二 ばい煙発生施設使用の方法(最大連続時)			
使用燃料 使用量		—	—
排煙条件 排出ガス中の酸素濃度		—	—
三 ばい煙の処理方法			
ばい煙処理設備	使用開始予定年月	—	—
処理能力	処理ガス量(設備最大)	—	—
	処理ガス量(MCR時)	—	—
	処理ガス温度	取消	対象
	硫黄酸化物の量	—	—
	硫黄酸化物の濃度	—	—
	窒素酸化物の量	取消	対象
	窒素酸化物の濃度	取消	対象
	ばいじんの量	取消	対象
	ばいじんの濃度	取消	対象
参考事項	アンモニア注入装置のアンモニア注入量	—	—
四 添付図面			
第2図(1/2) 発電所構内配置図(平面図)		—	—
第2図(2/2) 発電所構内配置図(立面図)		—	—
第3図(1/3) ばい煙発生施設構造概要図(第3号ボイラー立面図)(1/2)		—	—
第3図(2/3) ばい煙発生施設構造概要図(第3号ボイラー立面図)(2/2)		—	—
第3図(3/3) ばい煙発生施設構造概要図(第3号ボイラー平面図)		—	—
第4図(1/6) ばい煙処理設備構造概要図(排煙脱硝装置)		—	—
第4図(2/6) ばい煙処理設備構造概要図(排煙脱硝装置アンモニア注入装置)		—	—
第4図(3/6) ばい煙処理設備構造概要図(乾式電気集じん装置)		—	—
第4図(4/6) ばい煙処理設備構造概要図(脱硫設備 吸収塔)		—	—
第4図(5/6) ばい煙処理設備構造概要図(煙突 立面図)		—	—
第4図(6/6) ばい煙処理設備構造概要図(煙突 断面図)		—	—

五 燃料使用計画				
(1) 燃料燃焼設備容量				
バーナー容量	石炭、重油		—	—
燃料発熱量	重油		取消	—
設備発熱量	石炭、重油		—	—
設備能力	石炭、重油		—	—
(2) 使用燃料の種類とその割合				
Case1	燃料使用量		—	—
	ボイラ効率		—	—
	ボイラ総入熱量		—	—
六 燃料分析値				
石炭	成分	炭素 恒湿ベース	—	—
		炭素 使用時換算ベース	—	—
		水素 恒湿ベース	—	—
		水素 使用時換算ベース	—	—
		酸素 恒湿ベース	—	—
		酸素 使用時換算ベース	—	—
		固有水分 恒湿ベース	—	—
		固有水分 使用時換算ベース	—	—
重油	高位発熱量		取消	—
	成分	比重	—	—
		炭素	—	—
		水素	—	—
		硫黄分	—	—
		窒素分	—	—
		灰分	—	—
		水分	—	—
七 ばい煙量等の計算				
(1) 排出ガス量等の計算	ア. 理論空気量 計算式の一部		—	—
	イ. 理論燃焼ガス量 計算式の一部		—	—
	ウ. 実際燃焼ガス量 計算式の一部		—	—
	エ. 燃焼使用量 各数値		—	—
	オ. 排出ガス量 各数値		—	—
	オ. 排出ガス量 脱硫装置に関する記述		取消	—
	ク. 排出ガス中の酸素濃度 各数値		—	—
(4) 硫黄酸化物排出量の計算	各数値		—	—

(5) 排出口ばいじん排出量の計算	ばいじん量、ばいじん濃度及び集じん効率の各数値	取消	対象
	燃料使用量、酸素濃度の各数値、及び当該各数値が算出可能な計算式・補足説明	—	—
(6) 窒素酸化物排出量の計算	各数値	—	—
八 大気汚染の防止対策について			
(7) ばい煙量の削減計画			
ア 硫黄酸化物低減策	脱硫効率、入口濃度	—	—
イ 窒素酸化物低減策	ボイラー出口窒素酸化物濃度、脱硝効率、入口濃度	取消	対象
ウ ばいじん低減策	入口濃度	取消	対象
九 添付書類			
資料－４（５）ばい煙量等の測定箇所を示す図面		—	—

・本件公文書１「７ 水銀等に関する説明書」

非公開情報		前回審査請求	本件審査請求
一 設置(変更)しようとする発電所設備等の概要			
燃料の燃焼能力		—	—
使用開始予定年月日		—	—
二 水銀排出施設の使用の方法			
使用状況	季節変動	—	—
燃料	通常の使用量	—	—
排出ガス量(Nm ³ /h)	湿り、乾きの通常	—	—
排出ガス中の酸素濃度		—	—
三 水銀等の処理の方法			
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式		取消	—
使用開始予定年月日		—	—
処理能力	排出ガス量(Nm ³ /h)	—	—
	排出ガス温度(℃)	取消	対象
	排出ガス中の酸素濃度(℃)	—	—
	水銀濃度(μg/Nm ³)	取消	対象
	捕集効率(%)	取消	対象
使用状況	季節変動	—	—
その他参考となるべき事項	ばいじん捕集効率	取消	対象
その他参考となるべき事項	脱硫効率	—	—

四 添付図面		
第2図 発電所構内配置図(石炭燃焼ボイラー)	—	—
第3図(1/3) 水銀排出施設構造図(第3号ボイラー立面図)(1/2)	—	—
第3図(2/3) 水銀排出施設構造図(第3号ボイラー立面図)(2/2)	—	—
第3図(3/3) 水銀排出施設構造図(第3号ボイラー平面図)	—	—
第4図(1/2) 水銀処理施設構造図(乾式電気集じん装置)	—	—
第4図(2/2) 水銀処理施設構造図(脱硫設備 吸収塔)	—	—

・本件公文書2「6 ばい煙に関する説明書」

非公開情報		前回審査請求	本件審査請求
四 添付図面 第4図 ばい煙処理設備構造概要図(1/6)(2/6)	装置の名称	取消	—
	変更箇所	—	—
第3号発電設備 工事計画書 第一分割 49～50 ページ 変更の理由	装置の名称	取消	—
	変更箇所	—	—
	変更理由	—	—
第4図(1/6) ばい煙処理設備構造概要図(排煙脱硝装置)	変更前、変更後	—	—
第4図(2/6) ばい煙処理設備構造概要図(排煙脱硝装置 アンモニア注入装置)	変更前、変更後	—	—
九 添付資料 資料－4 ばい煙量等の測定箇所を示す図面	測定箇所	—	—
	変更理由	—	—
資料－4 ばい煙量等の測定箇所を示す図面	変更前、変更後	—	—

・本件公文書3「6 ばい煙に関する説明書」

非公開情報		前回審査請求	本件審査請求
添付2－1－6号 6 ばい煙に関する説明書	変更理由	—	—
第4図(2/6) ばい煙処理設備構造概要図(排煙脱硝装置 アンモニア注入装置)	変更前、変更後	—	—

(別表2) 公開を決定する処分の取り消しを求める項目及び処分取消を求める理由

No.	公開を決定する、 処分の取り消しを求める項目	処分における公開決定 の理由	処分取消を求める理由
①	本件公文書1 「6 ばい煙に関する説明書」 三 ばい煙の処理方法 処理能力 <u>処理ガス温度</u>	公にしたとしても、請求人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められないため。 公にしたとしても、プラントのコスト、発電コストが推知される可能性は低いものと認められるため。	処理ガス温度とは、ばい煙処理設備に入る処理ガスの温度であり、この温度によってばい煙処理設備の実際の処理ガスの体積が変化する。処理ガス温度が高いほど処理ガスの体積が大きくなり、ばい煙処理設備を大きくしなければならない。 処理ガス温度が公開されてしまうと、同業他社は自らのばい煙処理設備における処理ガス温度と比較することにより、処理ガスの体積（実処理ガス量）から請求人のばい煙処理設備の大きさを推定し、ばい煙処理設備のコストを推知することが可能となる。 したがって、発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益を侵害するものとして非公開とされるべきである。
②	本件公文書1 「6 ばい煙に関する説明書」 三 ばい煙の処理方法 処理能力 <u>窒素酸化物の量、 窒素酸化物の濃度</u>	同上	窒素酸化物の濃度から脱硝効率が算定可能であり、脱硝効率は、排煙脱硝装置の規模及び処理能力を明らかにするものである。 窒素酸化物の濃度が公開されてしまうと、同業他社は自らの排煙脱硝装置における脱硝効率と比較することにより、請求人の排煙脱硝装置の規模及び処理能力を推定し、排煙脱硝装置のコストを推知することが可能となる。 また、窒素酸化物の量が公開されてしまうと、公知となっている排煙脱硝装置処理後の窒素酸化物の量と濃度の関係から、容易に排煙脱硝装置処理前の窒素酸化物の濃度を計算でき、脱硝効率が明らかとなるため、上記と同様に

			排煙脱硝装置のコストを推知することが可能となる。 したがって、発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益を侵害するものとして非公開とされるべきである。
③	本件公文書 1 「6 ばい煙に関する説明書」 三 ばい煙の処理方法 処理能力 <u>ばいじんの量、</u> <u>ばいじんの濃度</u>	同上	ばいじんの濃度から集じん効率が算定可能であり、集じん効率は、集じん設備の規模及び処理能力を明らかにするものである。 ばいじんの濃度が公開されてしまうと、同業他社は自らの集じん設備における集じん効率と比較することにより、請求人の集じん設備の規模及び処理能力を推定し、集じん設備のコストを推知することが可能となる。 また、ばいじん量が公開されてしまうと、公知となっている排煙脱硫装置処理後のばいじんの量と濃度の関係から、容易に乾式電気集じん装置処理前のばいじんの濃度を計算でき、集じん効率が明らかとなるため、上記と同様に集じん設備のコストを推知することが可能となる。 したがって、発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益を侵害するものとして非公開とされるべきである。
④	公文書 1 「6 ばい煙に関する説明書」 七 ばい煙量等の計算 (5)排出口ばいじん排出量の計算 <u>ばいじん量、ばいじん濃度及び集じん効率の各数値</u>	同上	ばいじん濃度から集じん効率が算定可能であり、集じん効率は、集じん設備の規模及び処理能力を明らかにするものである。 ばいじんの濃度が公開されてしまうと、同業他社は自らの集じん設備における集じん効率と比較することにより、請求人の集じん設備の規模及び処

			理能力を推定し、集じん設備のコストを推知することが可能となる。 また、ばいじんの量が公開されてしまうと、公知となっている排煙脱硫装置処理後のばいじんの量と濃度の関係から、容易に乾式電気集じん装置処理前のばいじん濃度を計算でき、集じん効率が明らかとなるため、上記と同様に集じん設備のコストを推知することが可能となる。 したがって、発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益を侵害するものとして非公開とされるべきである。
⑤	公文書1「6 ばい煙に関する説明書」 八 大気汚染の防止対策について (7)ばい煙量の削減計画 イ 窒素酸化物低減策 <u>ボイラー出口窒素酸化物濃度、脱硝効率、入口濃度</u>	同上	脱硝効率は、排煙脱硝装置の規模及び処理能力を明らかにするものである。脱硝効率が公開されてしまうと、同業他社は自らの排煙脱硝装置における脱硝効率と比較することにより、請求人の排煙脱硝装置の規模及び処理能力を推定し、排煙脱硝装置のコストを推知することが可能となる。 また、ボイラー出口濃度、脱硝入口濃度が公開されてしまうと、公知となっている脱硝出口濃度 20ppm と合わせて計算することで脱硝効率が明らかとなるため、上記と同様に排煙脱硝装置のコストを推知することが可能となる。 したがって、発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益を侵害するものとして非公開とされるべきである。
⑥	公文書1「6 ばい煙に関する説明書」 八 大気汚染の防止対策について (7)ばい煙量の削減計画	同上	ばいじんの入口濃度が公開されてしまうと、出口濃度 $0.0050\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ と合わせて計算することで、集じん効率の算出が可能である。

	ウ ばいじん低減策 <u>入口濃度</u>		集じん効率は、集じん設備の規模及び処理能力を明らかにするものであり、同業他社は自らの集じん設備における集じん効率と比較することにより、請求人の集じん設備の規模及び処理能力を推定し、集じん設備のコストを推知することが可能となる。 したがって、発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益を侵害するものとして非公開とされるべきである。
⑦	公文書 1 「7 水銀等に関する説明書」 三 水銀等の処理の方法 処理能力 <u>排出ガス温度</u>	同上	排出ガス温度とは、ばい煙処理設備に入る排出ガスの温度であり、この温度によって、ばい煙処理設備の実際の排出ガスの体積が変化する。 すなわち、排出ガス温度が高いほど排出ガスの体積が大きくなり、ばい煙処理設備を大きくしなければならない。 排出ガス温度が公開されてしまうと、同業他社は自らのばい煙処理設備における排出ガス温度と比較することにより、排出ガスの体積（実排出ガス量）から請求人のばい煙処理設備の大きさを推定し、ばい煙処理設備のコストを推知することが可能となる。 したがって、発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益を侵害するものとして非公開とされるべきである。
⑧	公文書 1 「7 水銀等に関する説明書」 三 水銀等の処理の方法 処理能力 <u>水銀濃度</u> <u>捕集効率</u>	同上	水銀濃度から捕集効率が算定可能であり、捕集効率は、水銀等の処理施設の規模及び処理能力を明らかにするものである。 水銀濃度が公開されてしまうと、同業他社は自らの水銀等の処理施設における捕集効率と比較することにより、請求人の水銀等の処理施設の規模及び処

			理能力を推定し、水銀等の処理施設のコストを推知することが可能となる。 また、水銀濃度が公開されてしまうと、捕集効率が算定され、上記と同様に水銀等の処理施設のコストを推知することが可能となる。 したがって、発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益を侵害するものとして非公開とされるべきである。
⑨	公文書 1 「7 水銀等に関する説明書」 三 水銀等の処理の方法 その他参考となるべき事項 <u>ばいじん捕集効率</u>	同上	ばいじん捕集効率は、集じん設備の規模及び処理能力を明らかにするものである。 ばいじん捕集効率が公開されてしまうと、同業他社は自らの集じん設備におけるばいじん捕集効率と比較することにより、請求人の集じん設備の規模及び処理能力を推定し、集じん設備のコストを推知することが可能となる。 したがって、発電事業者たる請求人の競争上の地位その他正当な利益を侵害するものとして非公開とされるべきである。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和5年12月19日	—	* 請求人から審査請求書を受理
令和6年1月10日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和6年2月15日	—	* 参加人から意見書を受理
令和6年3月4日	—	* 請求人から反論書を受理
令和6年3月25日	—	* 処分庁から上申書を受理
令和6年3月28日	—	* 参加人から意見書を受理
令和6年4月25日	—	* 請求人から反論書を受理
令和6年5月10日	—	* 処分庁から上申書を受理
令和6年5月24日	—	* 参加人から意見書を受理
令和6年6月28日	—	* 請求人から反論書を受理
令和6年7月25日	—	* 参加人から意見書を受理
令和7年1月24日	第 374 回審査会	* 審議
令和7年2月21日	第 375 回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 請求人から意見陳述 * 審議
令和7年3月18日	第 376 回審査会	* 参加人からの意見陳述 * 審議
令和7年4月15日	第 377 回審査会	* 審議